

平成28年熊本地震義援金募集要綱

社会福祉法人 中央共同募金会

1 趣 旨

平成28年4月14日の熊本県熊本地方を震源とする地震により、県内各地において人的被害をはじめ、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、熊本県の全市町村に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会ではこのたびの災害が大きな災害であったことを受け、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施しますので、お知らせいたします。

2 義援金の名称

平成28年熊本地震義援金

3 受付期間

平成28年4月18日（月）から平成28年6月30日（木）まで

4 義援金受入れ口座

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|-------|-----------------|--------------------|
| 三井住友銀行 | 東京公務部 | 普通預金 0162585 | (福)中央共同募金会 熊本地震義援金 |

※本店・支店間の窓口からの振込については、振込手数料は無料です。

5 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額、義援金募集をしている熊本県共同募金会に送金いたします。

6 義援金の配分

本会より送金された義援金については、熊本県の行政、熊本県共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、それぞれ定める配分基準に基づき、被災地の各市町村を通じて被災者に配分されます。

7 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。金融機関での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税制上の優遇措置を受けることができます。

8 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望する場合、申し出により後日領収書を発行します。